

「犯罪による収益の移転防止に関する法律」の改正に伴うお取引時の確認に関するお願い

北都銀行では「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（以下「同法」といいます）にもとづき、お客さまの氏名、住所、生年月日等について確認させていただいております。

個人のお客さま	
従来の確認事項・ 確認方法	<b>【確認事項】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 氏名</li> <li>○ 住所</li> <li>○ 生年月日</li> <li>○ 職業</li> <li>○ お取引の目的</li> </ul>
	<b>【確認方法】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 運転免許証、健康保険証などの公的書類を提示していただきます。</li> <li>○ 職業・お取引の目的は、当行所定の書面にご記入いただくことで確認させていただきます。</li> </ul>

このたび、同法が改正され、本年10月1日以降、お客さまの氏名、住所、生年月日等を確認させていただく際に、各種健康保険証等の顔写真のない本人確認書類をご提示いただいた場合の確認方法が変更されます。

変更される確認方法 (本年10月1日以降)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 健康保険証、年金手帳など顔写真のない本人確認書類(*1)を提示していただいた場合、追加のご対応(いずれか1つ)をお願いさせていただきます。</li> <li>① <b>他の本人確認書類</b>(住民票の写し、印鑑登録証明書など)や<b>公共料金の領収書のご提示</b>(*2)</li> <li>② <b>転送不要郵便等による取引関係文書の送付</b> など</li> </ul>
--------------------------	---

\*1: 対象となる本人確認書類は「～取引時確認方法の変更対象となる本人確認書類～」をご参照願います。

\*2: 本人確認書類や公共料金の領収書は、発行日から6か月以内のものが必要となります。

また、本年10月1日以降はじめて口座を開設される時、ご融資を受けられる時、現金で10万円を超える金額を振込される時などには、すでにお取引いただいているお客さまにおいても、一度は追加される確認事項について確認させていただくこととなりました。

追加される確認事項 (本年10月1日以降)	(追加) <b>外国の重要な公人(*3)の該当有無</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 外国政府等において日本の国務大臣等に相当する職位にある(またはあった)方またはその家族である場合には、追加の確認をさせていただきます。</li> </ul>

\*3: どなたが外国の重要な公人に該当するかは「～外国の重要な公人について～」をご参照願います。

お手数をおかけいたしますが、ご理解のうえ、ご協力いただきますようお願い申し上げます。  
 なお、くわしくはお取引店までお気軽にお問い合わせ願います。

## ～ 取引時確認方法の変更対象となる本人確認書類 ～

他の本人確認書類の提示など取引時確認方法が変更となる「顔写真のない」本人確認書類は次のとおりです。

- ①国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療または介護保険の被保険者証
- ②健康保険日雇特例被保険者手帳
- ③国家公務員共済組合または地方公務員共済組合の組合員証
- ④私立学校教職員共済制度の加入者証
- ⑤国民年金手帳
- ⑥児童扶養手当証書
- ⑦特別児童扶養手当証書
- ⑧母子健康手帳
- ⑨特定取引を行うための申込または承諾に係る書類に顧客等が押印した印鑑に係る印鑑登録証明書

## ～ 外国の重要な公人について ～

外国の重要な公人とは以下の方が該当します。該当する場合は、お申込後法令に基づく追加の確認が必要になります。

- ①外国において以下の「重要な公的地位にある者」に該当する方
  - ・ 国家元首の方
  - ・ 日本における内閣総理大臣その他の国務大臣及び副大臣に相当する職の方
  - ・ 日本における衆議院議長（副議長）、参議院議長（副議長）に相当する職の方
  - ・ 日本における最高裁判所の裁判官に相当する職の方
  - ・ 日本における特命全権大使・特命全権公使、特派大使、政府代表または全権委員に相当する職の方
  - ・ 日本における統合幕僚長（副長）、陸上幕僚長（副長）、海上幕僚長（副長）、航空幕僚長（副長）に相当する職の方
  - ・ 中央銀行の役員の方
  - ・ 予算について国会の議決を経、または承認を受けなければならない法人の役員
- ②過去に上記①のいずれかであった方
- ③上記①または②に掲げる方の家族（配偶者（事実婚含む）、父母、子、兄弟姉妹、並びに配偶者の父母及び子）

